

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、顧客、株主等すべてのステークホルダーの利益の最大化を図るため、コーポレートガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題のひとつとして位置付けております。経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる効率的な体制を構築すると同時に、適法性も確保し、会社情報の適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)を行うことで透明性の高い経営を行い、企業を健全に発展させるガバナンスの構築に努めてまいります。当社は、次の基本方針に従い、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1. 株主の権利を尊重し、平等性の確保に努める。
2. 顧客、株主等すべてのステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性の確保に努める。
4. 取締役会、監査役及び監査役会はその受託者責任を認識し、求められる役割・責務の適切な遂行に努める。
5. 株主との建設的な対話に努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-1 株主の権利の確保】

補充原則1-2-4

議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、前向きに検討を進めてまいります。

招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率等の推移も踏まえ、引き続き検討してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

補充原則3-1-2

当社では、英語での情報の開示・提供については現状実施しておりませんが、今後の外国人株主比率等の推移に応じて検討を進めてまいります。

【原則3-2 外部会計監査人】

補充原則3-2-1

当社監査役会では、会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。また、会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っています。

なお、会計監査人候補の選定・評価基準につきましては、今後方針を取り纏めてまいります。

【原則4-1 取締役会の役割・責務】

補充原則4-1-2

中期経営計画については、毎期の目標達成に邁進することが株主の皆様の期待に応える最大の結果を生み出すという観点から、策定・開示はしておりません。近年は大規模なM&Aの実施等により各期において計画値と最終値の大幅な乖離が生じることも多いため、業績への影響が予想されるトピック等の各種情報を当社ホームページ等で適宜開示しております。

成長戦略の指標としての具体的な中期経営計画の策定や適切に開示するための方策・時期については今後の課題であると考えております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】

補充原則4-10-1

当社の独立社外取締役は、取締役会の過半数に達しておりませんが、取締役会において、当社の重要事項を決定する際、適切な関与・助言を行っております。なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、より一層の関与・助言を得る仕組みを必要に応じて検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-3

当社取締役会は、複数の社外取締役をメンバーに加えることにより、取締役会としての判断や会議運営など、取締役会全体の実効性を担保していくよう努めておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社グループは、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、中長期的な観点から当社グループの企業価値向上に資することを確認の上、これを実施することといたします。

また、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、中長期的な視点で企業価値向上に繋がるか、株主利益を尊重しているかを判断の基準とし、疑義が生じた場合には当該企業との対話などを通じて賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社役員との利益相反取引が発生する場合は、法令及び取締役会規程の定めに従い、取締役会にて都度決議・報告を行うこととしております。

また、主要株主や子会社、関連会社等の関連当事者との取引が発生する場合には、第三者との取引と同様に、社内規程に基づき承認手続を実施することとしております。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営計画

経営理念等は当社ホームページにおきまして、経営計画は決算短信にてそれぞれ開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

当報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬

取締役報酬の総額については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、役員の経営に対する責任の大きさ、培った経験、知見、専門知識を基本部分として、当社業績水準、業績への寄与度等を加味して報酬を決定することとしております。

(4)取締役・監査役候補者の指名方針・手続き

取締役候補の指名につきましては、持株会社としての確かつ迅速な意思決定が行えるよう、適材適所の観点より総合的に検討しております。

監査役候補の指名につきましては、財務・会計に関する知見、当社グループの事業全般に関する理解、企業経営に関する多様な視点を有しているかの観点より総合的に検討しております。

社外取締役候補・社外監査役候補の指名につきましては、会社法に定める社外性要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に加え、豊富な経験、高い見識を有しているかの観点より総合的に検討しております。

上記方針に基づき、社長及び社外取締役が内容を検討した結果を取締役会に提案し、決議しております。

(5)取締役・監査役候補者の個々の選任・指名

社外役員については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

社外役員以外の上取締役・監査役の選任理由については、次年度以降「株主総会招集ご通知」に記載する方針であります。

【原則4－1 取締役会の役割・責務】

補充原則4－1－1

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規程に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び稟議規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に即して業務執行を行っております。

【原則4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を反映することを通じて、企業価値の向上に取り組んでおります。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、会社法や東京証券取引所の企業倫理規範に定める独立性の基準に照らして一般株主と利益相反の生じる恐れがない者で、かつ、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった役割が期待できる者を候補者としております。

【原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4－11－1

当社の取締役会は、当社グループの事業に関する深い知見を備える取締役や、独立した客観的立場から監督を行う社外取締役等、全体としての知識、経験、能力等のバランスを考慮しながら、国籍、性別、年齢等の区別なく、多様な役員で構成するものとし、その員数は10名以内としております。

補充原則4－11－2

取締役、監査役の他社役員兼任状況については、従来から「株主総会招集ご通知」、「有価証券報告書」等において適切に開示を行っており、また、その兼任状況は、当社取締役会または監査役会の役割・責務を果たすために必要となる時間・労力から見て合理的な範囲にあると考えております。

【原則4－14 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4－14－2

取締役・監査役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有しているものから選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。

また、社外取締役・社外監査役が当社グループの経営方針、事業活動、組織等に関する理解を深めることを目的として、随時、これらに関する情報提供を行っております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と建設的な対話を行うことが重要であると認識し、これを促進してまいります。

株主・投資家への対応を担当する専任部署として管理部内にIR・広報室を設置し、取締役管理部長が株主・投資家への対応を総括しております。IR・広報室は、関連部門と適時情報共有及び連携を行い、決算説明会やスモールミーティングの開催等を通じて株主への情報提供に努めるほか、必要に応じて株主、投資家との個別面談に対応いたします。これらの結果については、取締役管理部長が必要に応じ取締役会へフィードバックしております。

また、情報開示にあたっては、関連法規や社内規程を遵守し、インサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社RICARO JAPAN	1,401,800	9.93
株式会社ユーキトラスト	1,130,000	8.01
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	660,080	4.68
株式会社ジェイサイト	634,080	4.49
	631,300	4.47

NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)(常任代理人 野村証券株式会社)		
PYRAMID ADVISORS(常任代理人 伊藤 圭一)	350,000	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	346,600	2.46
山口 浩司	300,000	2.13
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	274,600	1.95
カブドットコム証券株式会社	265,800	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

「大株主の状況」については、2016年3月31日現在の状況を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
若尾 康成	弁護士											
諸橋 隆章	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若尾 康成		_____	弁護士として企業法務に関する経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から、当社の経営に関する適切な監督を遂行していただけるものと判断したためであります。
諸橋 隆章		_____	弁護士として企業法務に関する経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から、当社の経営に関する適切な監督を遂行していただけるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として明誠有限責任監査法人と監査契約を締結しております。監査役は、四半期毎に会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、随時、情報交換・意見交換を実施するなど、相互連携を図っております。また、内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査実施者より内部監査実施時に報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
稲嶺 和盛	他の会社の出身者													
大田口 宏	弁護士													
松浦 健司	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲嶺 和盛	○	――	企業の管理部門での経験が豊富であり、経理財務、経営管理全般に関する知識や経験を有し、当社経営陣と直接の利害関係はなく、経営陣から独立した中立・公正な立場で社外監査役の業務執行が可能であることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定いたしました。
大田口 宏		――	弁護士資格を有し、また、上場企業での監査役の経験等により、企業経営を統治する充分な見識を有しており、法律の専門家としての客観的立場から健全な経営を監視することを期待し、社外監査役として選任いたしました。
松浦 健司		――	税理士としての高度な経験と知識等を客観的立場から当社の監査に反映されることを期待し、社外監査役として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成27年2月25日の取締役会の決議により、平成27年3月13日付けで、取締役及び監査役に対し、有償ストックオプション（新株予約権）を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役
-----------------	-------------------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たり、株主の皆様と株価変動のメリットやリスクを共有することで、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の目標株価に対するコミットメントを更に高めることを目的として、平成27年3月13日より平成29年3月12日までの間において株価が一度でも1,600円を超えることを条件とし、当社取締役及び監査役（社外取締役、社外監査役を含む）に対し、有償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

第20期（平成28年3月期）の役員報酬は以下のとおりです。
取締役を支払った報酬：19,037千円（内社外取締役4,800千円）
監査役を支払った報酬：6,000千円（内社外監査役6,000千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役を補佐する専任の部署もしくは担当者は現在、置いておりませんが、管理部長が、社外監査役の指示等を受け、社内への指示の伝達及び社内情報の報告等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

経営の基本方針その他重要事項を決定する取締役会は、月1回の定例開催と必要に応じた臨時開催があり、監査役が出席し経営の監査を行っております。
社外監査役は、経営、法務もしくは管理に精通した方が選任されております。
また、事業環境の分析、利益計画の進捗状況の管理等日常業務執行上の課題を討議するため、経営会議を毎月開催しております。当該経営会議には、当社取締役、監査役及び子会社の取締役のほか、適宜、該当する部署の部長が参加しております。
会計監査の状況として、当社は明誠有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、第20期（平成28年3月期）に会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。
公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）：武田 剛、西谷富士夫

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、新規事業領域への進出及び既存事業の拡大を通じた企業価値の向上とブランド力の強化に努めることを経営方針としています。当社のコーポレート・ガバナンスについては、企業規模及び事業規模に適應した実効性の高い体制を検討し、選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	できるだけ多くの株主様にご参加いただける様に集中日の2日前に株主総会開催日を設定することを原則としています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	株主・投資家への対応を担当する専任部署として管理部内にIR・広報室を設置し、取締役管理部長が株主・投資家への対応を総括しております。IR・広報室は、関連部門と適時情報共有及び連携を行いつつ、決算説明会やスモールミーティングの開催等を通じて株主への情報提供に努めるほか、必要に応じて株主、投資家との個別面談に対応いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、企業規模及び事業規模に適応した実効性の高い施策を検討及び実施しております。

内部監査について、内部監査担当部署を設置するまでに至っておりませんが、代表取締役社長が任命する内部監査実施者による定期的な監査の実施を行っております。また、リスク管理について、戦略的意思決定等経営の重要事項決定に伴うリスクについては、取締役会にて管理を行い、日常の業務が抱える事業リスクについては、経営会議にて管理を行っております。なお、不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長を責任者とし、直ちに監査役に報告の上、必要に応じ顧問弁護士、会計監査人等の外部アドバイザーと連携し対応いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社内体制として、反社会的勢力に関する対応統括部署を管理部とし、管理部長を統括責任者としております。

なお、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び管轄警察特殊暴力防止対策協議会に加入し、平素より反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、反社会的勢力からの不当要求等の事態が発生した場合には顧問弁護士及び警察等へ迅速に連絡・相談し、速やかに対応できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

